

介護予防訪問サービス、介護予防短時間通所サービス、介護予防ケアマネジメントにおける 地域リハビリテーション関係加算 Q&A

生活機能向上連携加算（介護予防訪問サービス、介護予防短時間通所サービス）

Q13 初月にリハビリ専門職との同行訪問を実施し「加算 B」を算定したが、2 か月目にリハビリ専門職、ケアマネジャーを含めた三者訪問をした場合、2 か月目は「加算 C」を算定することができますか。

A 初月に「加算 B」を算定した場合、2 か月目以降に 3 者訪問を行った場合であっても「加算 B」を算定することになります。※途中で変更することはできません。

Q14 リハビリ専門職による助言を受けた期間が 3 か月を超えた場合、4 か月目以降も加算を算定することは可能でしょうか。

A サービス計画を見直した場合であっても、3 か月を超えて算定することはできません。

Q15 事業所を変更することになった場合、新たにサービスを提供することになった事業所も加算を算定することはできますか。

A 介護予防サービス・支援計画を作成してから 4 か月以内であれば新たにサービスを提供することになった事業所も加算を算定することができますが、計画の作成から 4 か月を超えて変更することになった場合は、加算を算定することはできません。

Q16 介護保険申請中の方については加算の算定対象になりますか。万が一、非該当となった場合の取り扱いはどのようになりますか。

A 加算の算定対象になります。総合事業は非該当でも利用できるため、非該当になっても影響はないものと考えています。

また、総合事業以外のサービスについては、非該当の場合は保険給付の対象とならないことから、すでにサービスを利用してしまった場合は、加算部分も含めて自己負担となる場合があります。

Q17 利用者は川崎市民ですが、サービスは市外事業者が提供しています。この場合、事業者对生活機能向上連携加算は算定できますか。

A 川崎市に事業者登録をしている事業者であれば、加算を算定できます。